独立行政法人国立公文書館職員給与規程

（平成１３年４月１日規程第２号）
最終改正　令和７年３月２８日規程第７号

（総則）

第１条　独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）の職員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号））第６０条の２第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を含む。）に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

２　独立行政法人国立公文書館就業規則（平成１３年４月１日規程第１号。以下、「就業規則」という。）第２条第２項に規定する非常勤職員の給与については、別に定める。

（給与の種類）

第２条　職員の受ける給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　俸給

二　手当

①　職責手当

②　業務調整手当

③　扶養手当

④　地域手当

⑤　住居手当

⑥　通勤手当

⑦　在宅勤務等手当

⑧　単身赴任手当

⑨　超過勤務手当

⑩　管理職員特別勤務手当

⑪　期末手当

⑫　勤勉手当

（俸給表の種類）

第３条　俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ各号に定めるところによる。

一　事務職俸給表（別表第１）　次号から第４号までの俸給表の適用を受けない職員

二　技能職俸給表（別表第２）　守衛、修復等の業務に従事する職員

三　研究職俸給表（別表第３）　学術的調査研究業務に従事する職員

四　特別俸給表（別表第４）　　次長の職にある職員（館長が指定した者に限る。）

（職務の区分）

第４条　給与の支給基準となる職務の区分は、次に掲げるとおりとする。

一　事務職俸給表

①　次長	１０級
②　アジア歴史資料センター次長	１０級－９級
③　課長、統括公文書専門官及び首席研究官	９級－８級
④　企画官、デジタル推進室長、新館準備室長、首席公文書専門官及びつくば分館長	８級－７級
⑤　課長補佐、分館長補佐、専門官、アジア歴史資料センター次長補佐、主任調整専門官、主任資料情報専門官及び資料情報専門官	７級－５級
⑥　上席公文書専門官及び公文書専門官	７級－３級
⑦　専門職	４級－３級
⑧　係長	４級－３級
⑨　主任	３級－２級
⑩　一般職員	２級－１級

二　技能職俸給表

①　守衛長及び修復長	５級－３級
②　守衛員及び修復員	３級－１級

三　研究職俸給表

①　首席公文書研究官	６級－４級
②　主任公文書研究官	３級
③　公文書研究官	２級－１級

四　特別俸給表

次長（前条第４号の館長が指定した次長）	館長が定める号俸

（給与の支払）

第５条　職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　職員の給与は、給与の全部をその者の預金又は貯金への振込の方法によって支払うことができる。

（職員別給与台帳）

第６条　館長は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１０８条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払わなければならない。

（俸給の決定）

第７条　職員の俸給の額（特別俸給表の適用を受ける職員を除く。）は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度合を考慮して、別表第１から第３までの俸給月額により定める。

２　定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

３　定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、就業規則第３６条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給）

第８条　新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（俸給表の適用を異にする異動）

第９条　職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

（昇格）

第１０条　勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて１級上位の級に昇格させることができる。

２　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第１１条　職員（特別俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

２　前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

３　次の各号に掲げる職員の第１項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該

当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

一　５５歳（技能職俸給表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員　特に良好又は極めて良好である場合

二　事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上である職員並びに研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上である職員　特に良好又は極めて良好である場合

４　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

５　前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の支給日）

第１２条　俸給、職責手当、業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、在宅勤務等手当及び単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月１６日に、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月１６日に支給するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

一　１６日が就業規則第４１条に規定する休日（土曜日を除く。）に当たるとき　１７日（１７日が休日に当たるときは、１８日）

二　１６日が土曜日に当たるとき　１５日（１５日が休日に当たるときは、１８日）

２　通勤手当は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。第１８条において同じ。）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

３　期末手当は、６月３０日及び１２月１０日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日とする。

４　勤勉手当は、６月３０日及び１２月１０日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日とする。

５　職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害及び婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、給与の支給日前であっても、請求の日までの給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給することができる。

第１３条　新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した

国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

２　職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

３　職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（職責手当）

第１４条　職責手当は、次表に掲げる職にある職員（以下「管理職員」という。）に対して、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、同表の職責手当額欄に定める額を支給する。ただし、職員が、就業規則に規定する年次休暇又は業務上の傷病に基づく休職若しくは欠勤以外の理由により、月の一日から末日までの期間全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の職責手当は支給しない。

区分	職名	俸給表	職務の級	職責手当額
１	次長、アジア歴史資料センター次長、課長、統括公文書専門官、首席研究官	事務職俸給表	１０級	139,300円（133,600円）
			９級	130,300円（112,900円）
			８級	117,500円（99,800円）
	首席公文書研究官	研究職俸給表	６級	139,700円（134,000円）
２	企画官、デジタル推進室長、新館準備室長、首席公文書専門官、つくば分館長	事務職俸給表	８級	94,000円（79,800円）
			７級	88,500円（72,900円）
	首席公文書研究官	研究職俸給	５級	103,400円

		表		（78,700円）
３	首席公文書研究官	研究職俸給表	４級	78,400円（58,300円）
４	主任公文書研究官	研究職俸給表	３級	60,900円（43,300円）

※　この表における職責手当額欄の（　）内の額は、定年前再任用短時間勤務職員に適用する。

２　管理職員に対しては、超過勤務手当は支給しない。

（業務調整手当）

第１４条の２　業務調整手当は、内閣府と一体となって国の機関と調整等を行う館の業務の特殊性、困難性にかんがみ、館の業務に従事する事務職俸給表及び研究職俸給表の適用を受ける職員（管理職員を除く。）に支給する。

２　業務調整手当の月額は、職員の区分に応じ適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、次表の業務調整手当額欄に定める額とする。

俸給表及び職務の級		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の月額	定年前再任用短時間勤務職員の月額
事務職俸給表	１級	７，２００円	７，２００円
	２級	８，８００円	８，６００円
	３級	１７，５００円	１５，５００円
	４級	２２，１００円	１６，８００円
	５級	３７，４００円	２７，８００円
	６級	３９，２００円	３０，３００円
	７級以上	４１，８００円	３４，５００円
研究職俸給表	１級	７，２００円	７，２００円
	２級	８，８００円	８，６００円

３　前条第１項ただし書の規定は、業務調整手当について準用する。

（扶養手当）

第１５条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項において「扶養親族たる父母等」と

いう。）に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上である職員に対しては、支給しない。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

二　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

三　満６０歳以上の父母及び祖父母

四　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

五　重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級である職員にあっては３，５００円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第１６条　地域手当は、在勤する地域区分に応じて、在勤する職員に支給する。

２　地域手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　東京都特別区　　１００分の２０

二　茨城県つくば市　１００分の１６

３　前項第１号の支給割合を受けている職員が、引き続き人事異動により茨城県つくば市に所在する事務所に在勤することとなった場合（当該職員が当該異動の日の前日において、前項第１号に掲げる地域に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）は、当該異動の日から３年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一　当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　当該異動の日の前日までに受けていた支給割合（当該異動の日から６箇月をさかのぼった日の前日から当該異動の日の前日までの間に支給割合が変更された場合にあっては、そのうち最も低い割合。次号及び第３号において「異動前の支給割合」という。）

二　当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

三　当該異動の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合

４　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用職員」という。）その他館長が別に定める者であった者から、引き続き人事交流により職員となり、茨城県つくば市に所在する事務所に在勤することとなった場合（当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（給与法第１１条の３第２項各号に掲げる割合その他館長が別に定める者が受けていた地域手当に相当する手当の支給割合（当該人事交流の日から６箇月をさかのぼった日の前日から当該人事交流の日の前日までの間に在勤していた地域若しくは官署に係る支給割合が変更された場合にあっては、そのうち最も低い割合）をいう。以下この項おいて「人事交流前の支給割合」という。）が第２項第２号に規定する支給割合を超えているときは、当該職員には、当該人事交流の日から３年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一　当該人事交流の日から同日以後１年を経過する日までの期間　人事交流前の支給割合（人事交流前の支給割合が当該交流の後に改定された場合にあっては、当該人事交流の日の前日の人事交流前の支給割合。次号及び第３号において同じ。）

二　当該人事交流の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　人事交流前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

三　当該人事交流の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）　人事交流前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合

（住居手当）

第１７条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一　自ら居住するための住宅（貸間を含む。第３号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

二　第２０条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（第３項第１号に規定する職員宿舎及び同項第２号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当

該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

二　前項第３号に掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　次の各号の一に掲げる職員は、第１項第１号に規定する職員には該当しないものとする。

一　国等から貸与された職員宿舎に居住している職員

二　職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第１５条第２項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

４　前３項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第１８条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

二　通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車（ただし、原動機付のものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメート

ル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

二　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第１９条第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して館長が定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に館長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円

ロ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　４，２００円

ハ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

ニ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円

ホ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円

ヘ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円

ト　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円

チ　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円

リ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円

ヌ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円

ル　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円

ヲ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円

ワ　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円

三　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

３　人事異動又は人事交流等による異動に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額。（以下「特別料金等相当額」という。）

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

６　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

７　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務等手当）

第１９条　住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時

間（休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について１箇月当たり平均１０日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

２　在宅勤務等手当の月額は、３，０００円とする。

３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第２０条　人事異動又は館の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は館の移転の直前の住居から当該異動又は館の移転の直後に館に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から館に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

３　新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に館に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第２１条　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与の額を減額して支給するものとする。

（超過勤務手当）

第２２条　就業規則第３７条第２項に規定する勤務時間外の勤務又は休日に勤務を命ぜられた職員については、勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務区分に応じて、当該各号に定める割合

（その勤務が２２時から翌日の５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一　休日以外の日における勤務時間を超える勤務　１００分の１２５

二　休日における勤務　　１００分の１３５（休日において勤務を命ぜられた職員が、休日の振替を行った場合を除く。）

２　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの勤務に対する前項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の１００」とする。

３　就業規則第３７条第２項に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務時間を超えて勤務（第１項第２号の勤務を除く。）した時間が一箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が２２時から翌日の５時までの間である場合には、１００分の１７５）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

４　就業規則第４４条第１項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間のうち、当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が２２時から翌日の５時までの間である場合には、１００分の１７５）から第１項第１号に規定する割合（その勤務が２２時から翌日の５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

５　前４項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（端数計算）

第２３条　第２１条に規定する勤務１時間当たりの給与の額及び前条の規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数が生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与の額）

第２４条　第２１条及び第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与の額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を１年間における１月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第２５条　第１４条の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員で、同条第２項の規定の適用を受けるもの（以下「管理職員」という。）及び特別俸給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員又は特別俸給表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日午前５時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前２項の規定による勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

一　第１項に規定する場合　次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務１回につき、それぞれ次に定める額

イ　管理職員　１２，０００円を超えない範囲内において別に定める額

ロ　特別俸給表の適用を受ける職員　イの別に定める額のうち最高のものに１００分の１５０を乗じて得た額

二　前項に規定する場合　次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務１回につき、それぞれ次に定める額

イ　管理職員　６，０００円を超えない範囲内において別に定める額

ロ　特別俸給表の適用を受ける職員　イの別に定める額のうち最高のものに１００分の１５０を乗じて得た額

４　前３項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第２６条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項から第３項まで、第２７条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第１２条第３項に規定する日（以下次条及び第２８条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額（第１４条第１項の表の区分１及び区分２に掲げる職にある職員にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額、特別俸給表の適用を受ける職員にあっては、１００分の６６．２５を乗じて得た額）に基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　６箇月　１００分の１００

二　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

三　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

四　３箇月未満　１００分の３０

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」とする。

４　前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（特別俸給表の適用を受ける職員にあっては、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額）とする。

５　職員でその職務の級が次の表（一）に定める職務の級にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額（次の表（二）に定める職員については、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎とするものとする。

表（一）

俸給表	職務の級	割増率
事務職俸給表	１０級－８級 ７級－６級 ５級－４級 ３級	１００分の２０ １００分の１５ １００分の１０ １００分の５
技能職俸給表	５級 ４級－３級（館長が指定する者に限る。）	１００分の１０ １００分の５
研究職俸給表	６級－５級 ４級－３級 ２級（経験年数が５年以上のものに限る。）	１００分の１５ １００分の１０ １００分の５
特別俸給表		１００分の２０

表（二）

職	割増額

次長、アジア歴史資料センター次長、課長、統括公文書専門官及び首席研究官 企画官、デジタル推進室長、新館準備室長、首席公文書専門官、つくば分館長及び首席公文書研究官（６級又は５級の者に限る。）	１００分の２５ １００分の１５

６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第２７条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員

二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した職員を除く。）

三　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２８条　館長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を差し止めることができる。

一　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

２　館長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処

分」という。）について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から帰参して１年を経過した場合

３　前項の規定は、館長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　館長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

５　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第２９条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の直近の人事評価の結果及び勤務状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第１２条第４項に規定する日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　第２６条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中の「前項」とあるのは、「第２９条第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給に準用する。この場合において、第２７条中「前条第１項」とあるのは「第２９条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第２９条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第１２条第４項に

規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第３０条　第１４条、第１５条、第１７条及び第２２条の規定は、特別俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

２　第８条、第１１条、第１５条及び第１７条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（長期欠勤者の給与）

第３１条　職員が業務上以外の傷病により欠勤した場合には、その欠勤を始めた日から６箇月（結核性疾病の場合にあっては、１年）に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額を支給する。

（休職者の給与）

第３２条　職員が業務上の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

２　職員が前項以外の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満１年（結核性疾病にあっては、満２年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この項において「俸給等」という。）のそれぞれ１００分の８０を支給する。

３　職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の１００分の６０を支給する。

４　職員が休職（傷病による休職及び刑事事件に関し起訴されたことによる休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職期間中の給与については、そのつど定める。

５　第２項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第２６条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡したときは、同項の規定により当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

６　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当及び期末特別手当の支給については、第２７条及び第２８条の規定を準用する。この場合において、第２７条中「前条第１項」とあるのは、「第３２条第５項」と読み替えるものとする。

（退職者等の給与）

第３３条　職員が業務上の傷病のため退職した場合若しくは定年により退職した場合又は業務上の都合により解雇された場合には、第１３条第２項及び第３項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の俸給、職責手当及び地域手当の全額を支給する。死亡の場合においても同様とする。

（介護休暇を受けた者の給与）

第３４条　介護休暇については、第２１条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない１時間につき、第２４条に規定する勤務時間１時間当たりの給与の額を減額する。

２　前項に規定するもののほか、介護休暇を受けた職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

（育児休業等をしている者の給与）

第３５条　職員が育児休業している期間については、給与を支給しない。

２　第２６条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、就業規則第５４条の規定により育児休業をしていた期間及び休職を命ぜられていた期間を除いた期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

３　第２９条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第１項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

４　育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

５　育児短時間勤務をしている職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表に定める俸給月額に、就業規則第５７条の規定に基づき館長の定めた１週間当たりの勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額とする。

６　職員が育児時間により勤務しない場合には、第２１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第２４条に規定する勤務時間１時間当たりの給与の額を減額する。

７　前６項に規定するもののほか、育児休業、育児短時間勤務又は育児時間をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（自己啓発等休業をしている者の給与）

第３６条　職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

２　自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

３　前２項に規定するもののほか、自己啓発等休業をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業をしている者の給与）

第３７条　職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

２　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

３　前２項に規定するもののほか、配偶者同行休業をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（実施に関し必要な事項）

第３８条　この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附　則

１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

２　当分の間、第３１条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病又は結核性疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

３　平成３０年３月３１日までの間、職員（事務職６級又は研究職５級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　俸給月額　当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額

二　地域手当　当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額

三　職責手当　当該特定職員が第１４条の適用を受ける職員である場合にあっては、同上の規定による当該職責手当の額に１００分の１．５を乗じて得た額

四　期末手当　それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の合計額（第２６条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項表（二）に定め

る職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額

五　勤勉手当　それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の合計額（第２９条第４項において準用する第２６条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項表（二）に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第２９条第２項に規定する割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額

六　第３２条第１項から第３項まで又は第５項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規程の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第３２条第１項　前各号に定める額

ロ　第３２条第２項　第１号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ　第３２条第３項第１号から第３号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第３２条第５項第４号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずる。

5　附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２１条及び第２２条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第２４条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする

6　附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第３４条第１項の規定の適用については、同項中「第２４条」とあるのは、「附則第４項」とする。

7　附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第３５条第６項の規定の適用については、同項中「第２４条」とあるのは、「附則第４項」とする。

附　則（平成 13 年 11 月 28 日規程第 20 号）

この規程は、改正の日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則（平成 13 年 11 月 28 日規程第 22 号）

この規程は、平成１３年１１月３０日から施行する。

附　則（平成 14 年３月 20 日規程第３号）

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成 14 年 11 月 28 日規程第８号）（抄）

（施行期日）

１　この規程は、平成１４年１２月１日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条並びに附則第４項の規定は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成 15 年３月 28 日規程第１号）

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成 15 年 10 月 31 日規程第４号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１５年１１月１日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程（次項において「給与規程」という。）別表第１の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（平成１５年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

３　平成１５年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下この項において「期末手等」という。）の額は、改正後の給与規程第２６条第２項から第５項まで又は第３０条第２項から第５項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号及び第２号に掲げる額の合計額（平成１５年７月１日から同年１２月１日（以下この項において「基準日」という。）までの期間において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員（以下この項において「給与法適用職員」という。）から人事交流により引き続いて職員となった者については、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成１５年４月１日（同月２日から基準日までの間に給与法適用職員から人事交流により引き続いて職員となった者にあっては、職員となった日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額）に、同年４月から施行日の属する月の前日までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成１５年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に１００分の１．０７を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附　則（平成 16 年３月 23 日規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（調整手当に関する経過措置）

２　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の給与規程第１７条第３項又は第４項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の給与規程第１７条第３項又は第４項の規定の適用については、同条第３項中「場合（当該職員が当該異動の日の前日において、前項第１号に掲げる地域に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から２年を経過する」とあるのは「から３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」と、同項第１号中「同日以後１年を経過する日」とあるのは「平成１７年３月３１日」と、同項第２号中「２年を経過する日」とあるのは「３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」と、同条第４項中「場合（当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から２年を経過する」とあるのは「から３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」と、同項第１号中「同日以後１年を経過する日」とあるのは「平成１７年３月３１日」と、同項第２号中「２年を経過する日」とあるのは「３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」とする。

附　則（平成 17 年 11 月 21 日規程第７号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成１８年１月１日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第１の俸給表に定める職務の級

における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（平成１７年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

３　平成１７年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の給与規程第２６条第２項から第５項まで又は第３０条第２項から第５項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号及び第２号に掲げる額の合計額（平成１７年６月２日から同年１２月１日（以下この項において「基準日」という。）までの期間において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員（以下この項において「給与法適用職員」という。）から人事交流により引き続いて職員となった者については、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成１７年４月１日（同月２日から基準日までの間に給与法適用職員から人事交流により引き続いて職員となった者にあっては、職員となった日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第２０条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同年４月から施行日の属する月の前日までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月の数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成１７年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に１００分の０．３６を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附　則（平成 18 年３月 31 日規程第１号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

（俸給月額の切替えに伴う経過措置）

第２条　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第３条　切替日の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「給与規

程」という。）別表第１から別表第３までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項並びに次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第２に定める号俸とする。

２　前条後段により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号俸とする。

３　切替日の前日において給与規程別表第４の俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第４の新号俸欄に定める号俸とする。

４　その他号俸の切替えの取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずる。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第４条　切替日の前日において給与規程別表第１の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）が旧級に応じた次表の旧俸給月額欄に掲げられている職員は、その者が旧俸給月額を受けていた期間に応じて次表に定める号俸

旧級	経過期間 旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
８級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

二　前号に掲げる職員以外の職員は、館長が別に定める号俸

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第５条　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第６条　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成２１年規程第１６号）。第１号において「平成２１年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこ

れを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給する職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一　平成２１年改正規程附則第２条第１項に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員　　を除く。）　　１００分の９９．１

二　特別俸給表の適用を受ける職員　１００分の９８．９４

２　切替日以降新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めるときは、当該職員には、前項の規定に準じて俸給を支給する。

３　前２項の規定により支給される俸給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずる。

（平成２２年３月３１日までの間における給与規程の適用に関する特例）

第７条　平成２２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第１１条第２項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
第１１条第３項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
	２号俸	１号俸
第１７条第２項第１号	１００分の１８	１００分の１７
第１７条第２項第２号	１００分の１２	１００分の１０

（地域手当に関する経過措置）

第８条　地域手当に関する経過措置については、給与法適用職員の例に準ずる。

附　則（平成 19 年３月 26 日規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

（職責手当に関する経過措置）

２　独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「給与規程」という。）第１４条の規定により職責手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の給与規程第１４条の規定による職責手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該職責手当のほか、当該職責手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた額）を職責手当として支給する。

一　平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日まで　１００分の１００

二　平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで　１００分の７５

三　平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで　１００分の５０

四　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで　１００分の２５

３　前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員（以下「同一俸給表適用職員」という。）であって、同日に所属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規程による改正前の給与規程第１４条各号に規定する区分（以下「旧区分」という。）に相当する新規程第１４条表の区分に対応する官職を占める職員をいう。）　同日にその者が受けていた職責手当額

二　同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規程第１４条表の区分に対応する官職を占める職員をいう。）　同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規程第１４条表の区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる職責手当額

三　同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員及び下位区分等相当職員　給与法適用職員の例に準じて館長が定める額

四　前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員、施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員及び給与法適用職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして館長が定める職員　前各号の規定に準じて館長が定める額

附　則（平成 19 年７月 31 日規程第６号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年８月１日から施行する。

（平成１８年規程第１号附則第６条の規定による俸給の支給）

２　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、育児短時間勤務を始めた職員であって、その者の受ける俸給月額が、切替日の前日に受けていた俸給月額に当該育児短時間勤務の内容に従い定められた１週間当たりの勤務時間を４０時間で除して得た数を乗じて得た額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附　則（平成 19 年 11 月 29 日規程第８号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１９年１１月３０日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２０　年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程の規定は、平成１９　年４月１日から適用する。

附　則（平成 21 年３月 18 日規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

（平成２２年３月３１日までの間における業務調整手当の額）

２　平成２２年３月３１日までの間における第１４条の２の規定の適用については、同条中「次表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表

俸給表及び職務の級		業務調整手当額
事務職俸給表	１級	１，８００円
	２級	２，２００円
	３級	５，８００円
	４級	７，４００円
	５級	３７，１００円
	６級	３８，８００円
	７級	４１，４００円
研究職俸給表	１級	１，８００円
	２級	２，２００円

附　則（平成 21 年６月１日規程第７号）

（施行期日）

１　この規定は平成２１年６月１日から施行する。

（平成２１年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２１年６月に支給する期末手当に関する第２６条第２項の規定の適用については、「１００分の１４０、」とあるのは「１００分の１２５、」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１１０」と、「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」とする。

附　則（平成 21 年 7 月 30 日規程第 13 号）

この規程は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成 21 年 11 月 30 日規程第 16 号）

（施行期日）

１　この規程は平成２１年１２月１日から施行する。ただし第２条の規定は平成２２年４月１日から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程第２６条第２項から第５項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成２１年４月１日（同年４月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、国立公文書館業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第２０条第２項の別に定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、これらの期間（当該期間を含む月がある場合、その期間を１月とみなす。）を減ずる）を乗じて得た額。

職務の級		俸給表	号俸
事務職		１級	１号俸から５６号俸まで
		２級	１号俸から２４号俸まで
		３級	１号俸から８号俸まで
技能職		１級	１号俸から６８号俸まで
		２級	１号俸から３２号俸まで
研究職		１級	１号俸から５６号俸まで
		２級	１号俸から３２号俸まで

二　平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額

附　則（平成 22 年９月 28 日規程第７号）

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 11 月 30 日規程第９号）

（施行期日）

第１条　この規程は平成２２年１２月１日から施行する。ただし第２条及び附則第４条の規定は平成２３年４月１日から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程第２６条第２項から第５項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

一　平成２２年４月１日（同年４月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、国立公文書館業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第２０条第２項の別に定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、これらの期間（当該期間を含む月がある場合、その期間を１月とみなす。）を減ずる）を乗じて得た額。

職務の級	俸給表	号俸
事務職	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から６４号俸まで
	３級	１号俸から４８号俸まで
	４級	１号俸から３２号俸まで
	５級	１号俸から２４号俸まで
	６級	１号俸から１６号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで
技能職	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで

	３給	１号俸から６４号俸まで
	４級	１号俸から３６号俸まで
	５級	１号俸から２０号俸まで
研究職	１級	１号俸から９６号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３給	１号俸から４０号俸まで
	４級	１号俸から２４号俸まで
	５級	１号俸から４号俸まで

二　平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

第３条　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第３項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「独立行政法人国立公文書館職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年規程第９号）の施行の日と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「同日後」とする。

（平成２３年４月１日における号俸の調整）

第４条　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員のうち、平成２２年１月１日おいて給与規程第１１条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると館長が認める職員の平成２３年４月１日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

（実施に関し必要な事項）

第５条　この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附　則（平成 23 年４月１日規程第 11 号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年２月 29 日規程第１号）

この規程は、平成２４年３月１日から施行する。

附　則（平成 25 年 12 月５日規程第４号）

この規程は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成 26 年 10 月 15 日規程第３号）

この規程は、平成２６年１０月１５日から施行する。

附　則（平成 26 年 12 月４日規程第５号）

この規程は、平成２６年１２月４日から施行する。ただし、第 19 条の規程及び別表第１から別表第３までについては、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成 27 年４月１日規程第５号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第２条　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成３０年３月３１日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（規程附則第３項の特定職員にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を俸給として支給する。

２　切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

３　切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めるときは、当該職員には、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成３０年３月３１日までの間における地域手当に関する特例）

第３条　切替日から平成３０年３月３１日までの間における地域手当の支給に関する第１７条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の２０」とあるのは「１００分の２０を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第２号中「１００分の１６」とあるのは「１００分の１６を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

（平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第４条　切替日から平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当の支給に関する第２０条第２項の規定の適用については、同項中「３０，０００円」とあるのは「３０，０００円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

（実施に関し必要な事項）

第５条　附則第２条から前条までの実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附　則（平成 28 年２月 16 日規程第６号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、平成２８年２月１６日から施行する。

２　改正後の規程第１４条及び別表第１から別表第３までの規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成 28 年 12 月９日規程第 16 号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、平成２８年１２月９日から施行する。

２　改正後の規程第１４条及び別表第１から別表第４までの規定は、平成２８年４月１日から適用する

附　則（平成 29 年３月 31 日規程第４号）

（施行期日等）

第１条　この規程は平成２９年４月１日から施行する。

（扶養手当の月額等の特例措置）

第２条　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における給与規程第１５条及び第１６条の適用については、以下のとおり取り扱うものとする。

給与規定第１５条第１項ただし書き及び第１６条第３項第３号から第６号までの規程は適用せず、給与規定第１５条第３項及び第１６条の規程の適用については、給与規定第１５条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６、５００円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「事務職８級職員」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）と、給与規程第１６条第１項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、給与規定第１６条第１項第１号中「場合（事務職９級以上職員に扶養親族

たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは、「場合」と、給与規定第１６条第１項中「二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）三　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）四　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」と、給与規定第１６条第２項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級以上職員以外の職員から事務職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規程による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、給与規定第１６条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規程による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

附　則（平成 29 年 12 月 11 日規程第８号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、平成２９年１２月１１日から施行する。

２　改正後の規程第１４条及び別表第１から別表第３までの規定は、平成２９年４月１日から適用する

附　則（平成 30 年３月 30 日規程第２号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、平成３０年４月１日から施行適用する。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

第２条　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員のうち、平成２７年１月１日において給与規程第１１条第１項の規定により昇給した職員その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして館長が定める職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

（扶養手当の月額等の特例措置）

第３条　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間における給与規程第１５条第１項ただし書き及び第１６条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、給与規程第１５条第３項及び第１６条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「事務職８級職員」という。）にあっては、３、５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（事務職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び事務職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級以上職員以外の職員から事務職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届

出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

２　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における給与規程第１５条第１項ただし書き及び第１６条第３項第３号及び第５号の規定は適用せず、給与規程第１５条第３項及び第１６条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「事務職８級職員」とあるのは「事務職８級以上職員」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（事務職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び事務職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」、同条第２項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級以上職員以外の職員から事務職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「事務職８級職員が事務職８級職員及び事務職９級以上職員等」とあるのは「事務職８級以上職員が事務職８級以上職員」と、同項第６号中「事務職８級職員及び事務職９級以上職員」とあるのは「事務職８級以上職員」と、「が事務職８級職員」とあるのは「が事務職８級以上職員」とする。

附　則（平成30年11月30日規程第10号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、平成３０年１１月３０日から施行し、改正後の規程の規定は、平成３０年４月１日から適用する。ただし、第２６条第２項及び第３項の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（平成３０年１２月に支給する期末手当に関する特例）

第２条　平成３０年１２月に支給する期末手当に関する第２６条第２項の規定の適用については、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１３７．５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１７．５」と、「１００分の７０」とあるのは「１００分の７７．５」とし、同条第３項の規定の適用については、「１００分の７２．５」とあるのは「１００分の８０」と、「１００分の６２，５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の３７．５」とあるのは「１００分の４２．５」とする。

附　則（平成３１年３月２９日規程第６号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１１月２７日規程第１３号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和元年１１月２７日から施行する。ただし、第１８条の規定は、令和２年４月１日から適用する。

２　改正後の規程第３条別表第１から別表第３までの規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

第２条　前条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の第１８条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の第１８条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

一　第２条の規定による改正後の第１８条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二　旧手当額から第２条の規定による改正後の第１８条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

附　則（令和２年３月２５日規程第８号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１１月３０日規程第２２号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和２年１１月３０日から施行する。

（令和２年１２月に支給する期末手当に関する特例）

第２条　令和２年１２月に支給する期末手当に関する第２６条第２項の規定の適用については、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」とする。

附　則（令和４年３月３１日規程第４号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年５月１０日規程第７号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和４年５月１０日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例）

第２条 令和４年６月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下この項において「職員給与規程」という。）による第２６条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第４項及び第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１箇月以内に退職した者にあっては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（職員給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　再任用職員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第８１条の４第１項又は第８１条の５第１項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　ロに掲げる職員以外の職員　１２７．５分の１５

ロ　職員給与規程第２６条第２項に規定する管理職員（次号ロにおいて「管理職員」という。）

１０７．５分の１５

二　再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　ロに掲げる職員以外の職員　７２．５分の１０

ロ　管理職員　６２．５分の１０

附 則（令和４年１１月３０日規程第１３号）

（施行期日等）

第１条 この規程は、令和４年１１月３０日から施行する。

２ 改正後の規程第３条別表第１から別表第３までの規定は、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月３１日規程第４号）

（施行期日等）

第１条 この規程は、令和５年３月３１日から施行する。

（特定日以後の俸給月額に関する経過措置）

第２条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が６０歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の４月１日（附則第３項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第７条第１項により当該職員の属する職務の級並びに第８条及び第９条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

（１）国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号）第１条の規定による改正前の国家公務員法（次号及び次項第２号において「令和５年旧国家公務員法」という。）第８１条の２第２項第２号に掲げる職員に相当する職員として館長が定める職員　６３歳

（２）令和５年旧国家公務員法第８１条の２第２項第３号に掲げる職員に相当する職員のうち、館長が定める職員　６０歳を超え６４歳を超えない範囲内で館長定める年齢

２ 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

（２）令和５年旧国家公務員法第８１条の２第２項第１号に掲げる職員に相当する職員として館長が定める職員及び同項第３号に掲げる職員に相当する職員のうち館長が定める職員

（３）国家公務員法第８１条の５第１項又は第２項の規定により同法第８１条の２第１項に規定する異動期間（同法第８１条の５第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第８１条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員
（４）国家公務員法第８１条の６第２項ただし書に規定する職員
（５）国家公務員法第８１条の７第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同法第８１条の６第１項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3　国家公務員法第８１条の２第３項に規定する他の官職への降任等をされた職員であって、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第５項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第１項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（館長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第１項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

4　前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が給与規程第７条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第７条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

5　異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第１項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第３項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、館長が定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

6　附則第３項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第１項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、館長が定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

7　附則第３項又は前２項の規定による俸給を支給される職員に対する給与規程第１４条第１項及び第２６条第５項（第２９条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第３項、第５項又は第６項の規定による俸給の額との合計額」とする。

８　附則第１項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第７５条第２項及び第８９条第１項の規定の適用については、同法第７５条第２項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは独立行政法人国立公文書館職員給与規程附則第２条第１項」と、同法第８９条第１項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び独立行政法人国立公文書館職員給与規程附則第２条第１項の規定による降給」とする。

９　附則第１項から前項までに定めるもののほか、附則第１項の規定による俸給月額、附則第３項の規定による俸給その他附則第１項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

（暫定再任用職員の給与）

第３条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第７条第２項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

２　暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第７条第２項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第３項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第１９条第２項及び第２２条第２項の規定を適用する。

４　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第１４条第１項、第１４条の２及び第２６条第３項の規定を適用する。

５　給与規程第８条、第１５条、第１６条、第１７条第３項及び第４項並びに第１８条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（給与の内払）

第４条　改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

（補則）

第５条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附　則（令和５年１１月３０日規程第６号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和５年１１月３０日から施行し、改正後の規程の規定は、令和５年４月１日から適用する。ただし、第２条第１項第二号、第１２条第１項、第１９条第２項第二号、第１９条の２、第２６条第２項及び同条第３項の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例）

第２条　令和５年１２月に支給する期末手当に関する第２６条第２項の規定の適用については、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の６５」とあるのは「１００分の６７．５」とし、同条第３項の規定の適用については、「１００分の６８．７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の５８．７５」とあるのは「１００分の６０」とする。

附　則（令和７年１月８日規程第２号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２６条第２項及び同条第３項の規定は、令和７年４月１日から施行する。

（令和６年１２月に支給する期末手当に関する特例）

第２条　令和６年１２月に支給する期末手当に関する第２６条第２項の規定の適用については、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の６６．２５」とあるのは「１００分の６７．５」とし、同条第３項の規定の適用については、「１００分の７０」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の６０」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。

附　則（令和７年３月２８日規程第９号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（号俸の切替え）

第２条　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において第３条別表第１から別表第３までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第３条　切替日前において昇格をした職員のうち、切替日において事務職俸給表の適用を

受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの（次条第１項において「事務職８級以上職員等」という。）であるもの（切替日において昇格をした職員であって号俸を決定する際の計算の過程において切替日に昇格をしたこととなるものを除く。）の新号俸については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、次条に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（調整の要領）

第４条　切替日前において昇格（事務職８級以上職員等の職務の級への昇格に限る。以下この条において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたもの（昇格が２回以上あった場合にあっては、切替日にそれらの昇格が順次あったもの）として得られる号俸が附則第２条に定めるところにより決定される新号俸より有利な職員については、当該得られる号俸をもって、その者の新号俸とすることができる。この場合において、調整の際の第１０条第２項の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第５条　施行日から令和８年３月３１日までの間における扶養手当の支給に関する第１５条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上である職員に対しては」と、同条第２項中「５　重度心身障害者」とあるのは「５　重度心身障害者　６　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

別表第１　事務職俸給表　（第３条関係）

職員区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							

	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年再用時勤職員 前任短間務		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

別表第２　技術職俸給表　（第３条関係）

職員区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	

89	246,900	266,100	299,700	323,100		
90	247,200	266,300	300,200	323,400		
91	247,500	266,600	300,700	323,700		
92	247,700	266,800	301,200	323,900		
93	247,900	267,100	301,500	324,100		
94	248,200	267,400	301,900	324,400		
95	248,500	267,700	302,400	324,700		
96	248,700	267,900	302,900	324,900		
97	248,900	268,100	303,300	325,100		
98	249,200	268,400	303,700			
99	249,500	268,600	304,000			
100	249,700	268,900	304,300			
101	249,900	269,100	304,600			
102	250,200	269,300	305,000			
103	250,500	269,600	305,300			
104	250,700	269,900	305,700			
105	250,900	270,100	306,000			
106		270,300	306,400			
107		270,600	306,800			
108		270,800	307,100			
109		271,100	307,300			
110		271,400	307,600			
111		271,700	307,900			
112		271,900	308,100			
113		272,100	308,300			
114		272,400	308,600			
115		272,600	308,900			
116		272,800	309,100			
117		273,100	309,300			
118		273,400	309,600			
119		273,700	309,900			
120		273,900	310,100			
121		274,100	310,300			
122		274,300	310,600			
123		274,600	310,900			
124		274,900	311,100			
125		275,100	311,300			
126		275,300	311,600			
127		275,600	311,900			
128		275,900	312,100			
129		276,100	312,300			
130		276,300				
131		276,600				
132		276,900				
133		277,100				
134		277,300				
135		277,600				
136		277,900				

	137		278,100			

定年前任短時間勤務再用職員						
		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

別表第３　研究職俸給表　（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900		
	16	210,400	267,300	350,900	397,400		
	17	212,100	269,500	352,000	398,900		
	18	213,900	271,900	353,300	400,500		
	19	215,700	274,300	354,500	402,100		
	20	217,500	276,700	355,700	403,800		
	21	219,300	279,000	356,900	405,000		
	22	221,100	281,100	358,000	406,400		
	23	222,800	283,200	359,100	407,800		
	24	224,500	285,200	360,200	409,100		
	25	226,200	287,200	361,300	410,400		
	26	228,300	289,100	362,300	411,700		
	27	230,200	291,000	363,300	413,200		
	28	232,100	292,900	364,300	414,700		
	29	234,000	294,800	365,200	415,900		
	30	235,100	296,300	366,100	417,100		
	31	236,200	297,800	366,900	418,700		
	32	237,300	299,300	367,700	420,200		
	33	238,700	300,800	368,400	421,500		
	34	240,200	302,300	369,200	422,900		
	35	241,700	303,800	370,000	424,300		
	36	243,200	305,200	370,800	425,700		
	37	244,700	306,600	371,600	427,100		
	38	246,300	307,500	372,400	428,500		
	39	247,900	308,400	373,200	429,900		
	40	249,500	309,300	374,000	431,300		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	251,100	310,100	374,800	432,400		
	42	252,600	310,600	376,100	433,700		
	43	254,100	311,100	377,400	435,100		
	44	255,600	311,600	378,600	436,400		
	45	257,100	312,100	379,300	437,200		
	46	258,400	312,600	380,300	438,000		
	47	259,600	313,100	381,100	438,900		
	48	260,800	313,600	381,800	439,800		
	49	262,000	314,000	382,500	440,600		
	50	263,100	314,500	383,200	441,400		
	51	264,200	315,000	383,900	442,000		
	52	265,300	315,500	384,600	442,800		
	53	266,400	315,900	385,200	443,200		
	54	267,500	316,400	385,900	443,800		
	55	268,500	316,800	386,700	444,300		
	56	269,500	317,200	387,500	444,800		
	57	270,500	317,600	388,100	445,300		
	58	271,200	318,000	388,900			
	59	271,800	318,400	389,600			
	60	272,400	318,800	390,300			
	61	273,000	319,200	390,900			
	62	273,600	319,800	391,600			
	63	274,200	320,400	392,300			
	64	274,800	321,000	393,000			
	65	275,400	321,500	393,700			
	66	276,000	322,100	394,300			
	67	276,600	322,700	394,900			
	68	277,200	323,300	395,600			
	69	277,800	323,800	396,300			
	70	278,500	324,400	396,800			
	71	279,200	325,000	397,400			
	72	279,900	325,600	398,000			
	73	280,500	326,100	398,500			
	74	281,200	326,800	399,100			
	75	281,900	327,500	399,700			
	76	282,600	328,200	400,200			
	77	283,200	328,900	400,700			
	78	283,900	329,600	401,200			
	79	284,600	330,300	401,700			
	80	285,200	331,000	402,400			
	81	285,800	331,700	402,800			
	82	286,500	332,500				
	83	287,200	333,200				
	84	287,800	333,800				
	85	288,400	334,300				
	86	289,100	334,800				
	87	289,800	335,200				
	88	290,400	335,600				

	89	291,000	335,900				
	90	291,700	336,400				
	91	292,400	336,800				
	92	293,000	337,200				
	93	293,600	337,500				
	94	294,300	337,900				
	95	294,900	338,300				
	96	295,500	338,700				
	97	295,800	339,200				
	98	296,400	339,700				
	99	297,000	340,200				
	100	297,500	340,700				
	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				

定年再用時勤務短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
前任者		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

別表第４　特別俸給表　（第３条関係）

号　　俸	俸 給 月 額
	円
1	716,000
2	772,000

附則別表号俸の切替表（附則第２条関係）

イ　事務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新　　号　　俸							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			

52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							

110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ　技術職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新　　号　　俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44

53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		

108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ　研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新　　号　　俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	

53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			